

A I ネットワーク社会推進会議
影響評価分科会
第4回 議事概要

1. 日時

平成29年4月20日（木）17:00～18:30

2. 場所

中央合同庁舎第2号館 7階 総務省 省議室

3. 出席者

(1) 構成員

城山分科会長、大屋分科会長代理、板倉構成員、大田構成員、落合構成員、香月構成員、河井構成員、久木田構成員、クロサカ構成員、実積構成員、中川幹事、中西構成員、萩田構成員（代理：堀川 株式会社国際電気通信基礎技術研究所知能ロボティクス研究所社会実装プロジェクト主査）、林（秀）構成員、林（雅）構成員、原構成員（代理：佐藤 株式会社富士通研究所人工知能研究所特任研究員）、村上構成員、横田構成員、渡辺構成員

(2) 総務省

鈴木総務審議官、武田大臣官房総括審議官、吉田情報通信国際戦略局参事官、元岡情報通信政策研究所長、福田情報通信政策研究所調査研究部長、西潟情報通信国際戦略局情報通信政策課統括補佐、成原情報通信政策研究所調査研究部主任研究官、市川情報通信政策研究所調査研究部主任研究官、尾川情報通信政策研究所調査研究部主任研究官

(3) オブザーバー

内閣府、文部科学省、情報通信研究機構、科学技術振興機構、理化学研究所、（一社）産業競争力懇談会

4. 議事概要

(1) 運営方針等

資料1の運営方針（改）の確認が行われ、事務局より、東京大学情報基盤センターの中川教授が構成員に就任する旨並びに板垣構成員が異動及び社内組織の変更へのため構成員を辞することとなった旨の報告があった。

(2) 構成員からの発表

落合構成員より、資料2に基づき、以下の発表があった。

- 「欧州におけるロボットと民事責任の議論」

(概要) スマートロボットに関する一般原則として、人間をreplaceするのではなく、人間の能力を補完することが目的とすべきことが掲げられている。倫理原則については、透明性の原則が強調され、データの記録等を行うブラックボックスの導入等が提言されている。教育・雇用については、全ての年代においてデジタルスキルの向上に関する施策の必要性等が指摘されている。民事責任については、人間以外が行為を行ったことを唯一の理由として損害賠償の制限が否定されることを許してはならないとされている。

(3) 事務局からの説明

事務局より、資料3に基づき、「A I ネットワーク社会推進フォーラム」(国際シンポジウム)の報告が行われるとともに、資料4及び資料5に基づき、報告書の骨子(案)及び分野別評価について説明が行われた。

(4) 意見交換

【渡辺構成員】

- ・ 欧州の動向について、日本での議論と重なる部分も多いが、本推進会議のテーマであるネットワーク化、ロボット同士がネットワークを介して連携することにより、個別のロボットだけでは想定しなかったような事態が生ずるといった点について、欧州ではどのような議論が行われているのか。
- ・ 報告書の骨子について、報告書の内容がガバナンスやソフトローではありつつもリスクを抑制するという点に重点が置かれて、イノベーションを促進するということが見えにくいという印象である。ベネフィットあつてのガバナンスであり、政策全体を見渡した時に、プラスの面のアクションも打ち出しているということが重要である。

【落合構成員】

- ・ 欧州の議論では、ネットワークで繋がるということまではまだ意識が及んでいないようである。人間とロボットとの関係に関する言及はあるが、ネットワークを介した連携については、本推進会議における議論が進んでいるように思われる。

【林(秀)構成員】

- ・ 知的財産権について、日本でも、A I の技術発展に伴い創作に対する人間の関与が小さくなることが想定され、特許や意匠、商標など知的財産制度をどのように構築していくのかが大きな問題となっているが、欧州ではどのような議論が行われているのか。

【落合構成員】

- ・ 今回の資料は民事責任を中心にまとめられているため、御質問の事項に関しては、深く触れられていない。既存の法規制では十分にカバーできていないところがあるため、今後検討が必要であるという程度の議論がまとめられているだけである。

【林（雅） 構成員】

- ・ 分野別評価について、想定されるシナリオとして、社会的課題への対応というものと新たな市場を創出するというものを分けて考えてはどうか。例えば、自動運転車が普及すると、高齢者の移動を支援するという社会的課題に対応する側面と、IT事業者がデータ活用で参入し易くなるとか新たな配達モデルができるといった形で整理してはどうか。
- ・ インパクトをプレーヤーごとに分けて考えるとよいのではないか。利用者にとってのメリット、事業者にとってのメリットというように分解して整理すると、より具体的なシナリオができるのではないか。

【実積構成員】

- ・ 分野別評価について、見た目の問題として、インパクトのプラス面（青色）に比べてリスク面（朱色）が多くなっている。これではAIが危険であるという印象を与えかねない。報告書では、AIの普及により多大な便益がもたらされること、リスクに十分に配慮しつつ、AIネットワーク化を進めていくべきということをしっかり書いてほしい。
- ・ それぞれの利活用ごとに丁寧にピックアップしているが、ピックアップすればするほどリスク、問題点が多いというように見えてしまう。その背景にある市場の規模や経済的なメリットの大きさ等がわかるようになっていくと誤解を招くおそれが少ない。いくつかの問題はあるが、社会全体、経済全体で見るとメリットが大きいということがわかるようにできるとよい。

【クロサカ構成員】

- ・ 落合構成員の御発表に関連して、欧州の研究開発予算「Horizon2020」やその後の研究開発予算プログラムとの関係やそれらに関連する議論について、例えば、予算がどのように使われたのかなど最新の状況がわかれば有益だと考える。

【中川幹事】

- ・ まちづくりのユースケースについて、まちにはパブリックなスペースとプライベートなスペースが混在している。これを分離すると、人の流れもうまく把握できず、ビジネスとしてもデータの利活用が難しくなる。また、データを移転、共有しようとする、プライバシーや個人情報保護法との兼ね合いがある。利活用の利益・メリットとのバランスを考えて検討を進めてほしい。
- ・ 知的財産権について、いずれAIが次から次へともものを作り出すようになると想定されるが、よいもの（価値のあるもの）か否かの判断は人間が行うのではないかと考えられる。その場合、知的財産権はどこに発生するのか、ものを作り出すところなのか、人間が判断するところなのか。日本としても考えていかなければならない。

【林（秀） 構成員】

- ・ 現時点ではAIの自律的な創作は想定していないため、現行制度のもとでの保護となるが、別の問題として、AIシステムを駆使して大量に商標や意匠が生み出され出願される可能性があることには留意が必要である。

【大屋分科会長代理】

- ・ 商標や意匠に関する大量出願がなされる場合には、人間の判断能力が大量に拘束され、出願と審査のバランスが崩れるおそれがある。他方、著作権については、創作時点で無条件に発生することになっているので、例えば、作曲システムに人格性を認めると、その時点で作曲行為が行われたと認めざるを得なくなるというところが今後問題となるのではないかと想定される。

【板倉構成員】

- ・ 著作権については、法の執行も自動化されるようになると考えられている。ウェブサイト上で複製されたものなどを見つけて、きちんと手続きしなさい、いくら支払いなさいと自動的に警告を行うAIシステムが低コストで作られることが見込まれる。創作も執行も自動的に無限に行われる、そのような社会が訪れることを想定しておかなければならない。

【横田構成員】

- ・ リスクについて、制度が未整備で実現が困難となるタイプのリスクと、AIシステムを導入することによって新たに発生するタイプのリスクとを区別した方がよいのではないかと。それぞれリスクコントロールの方法が異なる可能性があるため、見せ方を含め検討してほしい。